

○藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例

平成27年3月30日条例第20号

藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第13条に規定する学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

(3) いじめに対する適切な措置に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、藤井寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がいじめについて必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 心理の専門的知識及び経験を有する者

(3) 福祉の専門的知識及び経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 委員会は、重大事態に係る事実関係の調査の補助を行わせるため、必要に応じ、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員を補佐し、調査の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 調査員は、当該調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第8条 委員会の会議（重大事態に関する事項を調査審議する場合に限る。）は、非公開とする。

(委員の除斥)

第9条 委員会は、委員又は調査員に、調査の対象となる重大事態に特別の利害関係を有する者がいることにより、当該調査の公平性及び中立性を害するおそれがあると認めるときは、その委員又は調査員を当該調査に参加させないことができる。

(関係者の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第10号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。